

運営に関する基準

1 通所リハビリテーション計画の作成

事例
・通所リハビリテーション計画について、その実施状況や目標の達成状況等の評価について記録がない。
指導内容・ポイント
○それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従った <u>サービスの実施状況</u> 、 <u>目標の達成状況</u> 、 <u>A D L 及び I A D L の改善状況</u> 等について評価した結果を記録すること。 【居宅基準省令第115条第6項】 【リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について（令和6年3月15日老高発0315第2号・老認発0315第2号・老老発0315第2号）第2章第1Ⅱ2(4)】

介護報酬

1 リハビリテーションマネジメント加算（1／3）

事例
・利用者の居宅を訪問について、居宅訪問の記録は作成されているものの、家族への指導及び助言を行った記録が確認できなかった。
指導内容・ポイント
○利用者の居宅を訪問した際は、その家族等に対して、リハビリテーションに関する専門的な見地から、 介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言 を行い、報告書等にその内容を記録すること。 【大臣基準告示第25号イ(5)】

1 リハビリテーションマネジメント加算（2／3）

事例
・通所リハビリテーション計画の説明は、当該事業所の医師、理学療法士が利用者又はその家族に対し行っているが、理学療法士が説明した際の要件である、その説明内容を医師に報告した記録を確認できなかった。
指導内容・ポイント
○通所リハビリテーション計画については、計画作成に関与した医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、医師以外が説明した場合、内容について医師へ報告し記録すること。 医師が説明した場合も、医師が説明し同意を得た旨を明確に記録すること。 【大臣基準告示第25号イ(2)】

1 リハビリテーションマネジメント加算（3／3）

事例
・リハビリテーション会議は開催されているものの、構成員の参加が少ない状況である。
指導内容・ポイント
○リハビリテーション会議の構成員は、利用者及びその家族を基本としつつ、医師、理学療法士等、介護支援専門員、看護職員、介護職員等とし、その構成員の参加に努めること。 ○構成員が欠席した場合は、速やかに会議の内容について欠席者との情報共有を図ること。 【大臣基準告示第25号イ(1)】 【居宅報酬留意事項通知第2の8(13)④】

2 短期集中個別リハビリテーション実施加算

事例
・退院日から3月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的に行っているが、具体的なリハビリテーション提供時間の記録がない。
指導内容・ポイント
○短期集中個別リハビリテーション実施加算は、退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に、1週につきおおむね2日以上、1日当たり40分以上リハビリテーションを実施していることが要件なので、 具体的なリハビリテーション提供時間の記録 を整備すること。 【居宅報酬留意事項通知第2の8(14)】